

イルカに権利はあるか

—イルカの法的地位と権利—

山 崎 将 文

1. はじめに
2. イルカとは
3. イルカの能力と特性
4. イルカの追い込み漁
5. イルカと水族館
6. イルカの法的地位
7. イルカの権利
8. イルカに対する保護義務
9. イルカの福祉
10. イルカに関する裁判
11. おわりに

1. はじめに

2018年9月9日、神奈川県藤沢市の「新江ノ島水族館」において、2020年の東京オリンピックのプレ大会となる「セーリングワールドカップ江の島大会」の開会式が開催された。その際に、大会実行委員会によりイルカショーが披露されたことに對し、ワールドセーリング（前・国際セーリング連盟）はこの種のショーを容認しないとの声明を出した¹⁾。というのは、海外ではイルカは知的で神聖な動物との考え方が強く、イルカショーを行うことへの抵抗感（イルカに対する残酷な搾取行為という感覚）があるからである。

イルカに対する飼育基準が厳しくなったイギリスでは1993年までに水族館などからイルカが姿を消しており²⁾、2008年5月にニュージーランド政府はマリノランド公園がイルカを展示することを許可するよう求めた請願を却下した³⁾。2012年3月、韓国のソウル市は、「イルカのショーは動物虐待だ」とする動物保護団体の主張を受け入れて、市が運営する公園のイルカショーを中止した⁴⁾。

のみならず、2013年5月17日、インド政府（環境森林省）は、イルカ水族館（dolphinarium）の開設を許可しない旨の決定をしたが、その理由として、イルカ

は人間ではない人格（non-human persons）とみなされるべきであり、彼ら自身に特別の権利を付与するべきであると研究者が示唆したことなどをあげていた⁵⁾。

このように、海外では、イルカが知的な動物というだけでなく、人格（ヒト）とみられたり、権利があると主張されたりし始めている。現にホワイト（Thomas I. White）教授は、イルカが人間でない人格（nonhuman persons）とみなされるべきであると主張している⁶⁾。

そこで、本稿においては、そもそもイルカはどのような法的地位にあるのか、また、果たしてイルカに権利はあるのかどうかを考察してみたい。

2. イルカとは

イルカは漢字では、①海豚、②海豚魚、③江豚、④伊留可、⑤入鹿、⑥入鹿魚、⑦鮪、⑧鰩、などさまざまに表記される⁷⁾。

これらの中で、注目すべきは、⑥入鹿魚、⑤入鹿である。前者は、『古事記（中巻）』（712年）に登場し、後者は、『出雲國風土記』（713年）に登場しており⁸⁾、8世紀の昔からイルカが日本と深い関わりを持っていたことを窺わせる。

なお、今からすれば問題なのは、⑥入鹿魚と②海豚魚である。712年の⑥入鹿魚ならまだしも、わが国初の図説百科辞典ともいえる『和漢三才図会』（1712年）に②海豚魚が登場しており⁹⁾、18世紀以降もイルカが魚類であるとの誤解を与え続けていくことになる。

他方、イルカは、18世紀のリンネ（C. v. Linné）『自然の体系』（1735年）でようやく哺乳類として分類されることになった。イルカは、生物学上の分類によると、鯨類のクジラ目（cetaceans）の中のハクジラ亜目に属する。

ハクジラ亜目には、さらにマッコウクジラ科、コマッコウ科、アカボウクジラ科、マイルカ科、ネズミイルカ科、イッカク科、ヨウスコウカワイルカ科があり¹⁰⁾、本稿が対象とするイルカは、マイルカ科、ネズミイルカ科、イッカク科に属するものである。つまり、マイルカ科のマイルカはもちろん、ハンドウイルカ（バンドウイルカ）、ミナミハンドウイルカ、カマイルカ、マダライルカ（アラリイルカ）、スジイルカ、ハセイルカ、シワハイルカ、イロワケイルカ（パンダイルカ）などのほか、シャチ、オキゴンドウ、コビレゴンドウ、カズハゴンドウ、ハナゴンドウなどのクジラといわれるものを含むとともに、ネズミイルカ科のネズミイルカ、イシイルカ、スナメリ、イッカク科のシロイルカなども加える（なお、英語でマイルカ科のイルカは *dolphin* で、シャチやゴンドウは *whale* で「ハナゴンドウの

みは dolphin], ネズミイルカ科は porpoise である)。いずれも日本の近海に生息し捕獲されることがあるか、あるいは水族館で飼育されているものを対象とする。本稿で対象とするイルカは、小型鯨類といってもいいかもしれない¹¹⁾。

3. イルカの能力と特性

古代ギリシャの哲学者アリストテレス (Aristoteles, BC. 384 ~ 322 年) は、「小さいイルカたちには必ず大きなイルカが一頭つきそって守っている」とか、「死んだ小さいイルカが深みへ沈みそうになると、その下へ泳いで行って、背中にのせて持ち上げているのが見られた。まるで死んだ子イルカに同情し、他の肉食動物に食われないようにしてやっているようである。」¹²⁾と語り、イルカの愛情の深さを紹介している。しかし、これ以降、イルカについての本格的な研究や報告はほとんど見当たらなくなってしまった。

ようやく 1960 年代に入りイルカの知能をテーマにした研究者が現れた。イルカの知能研究の父¹³⁾と呼ばれ、イルカと人間のコミュニケーションの創始者¹⁴⁾といわれるリリィ (John C. Lilly) 博士である¹⁵⁾。大脳生理学者であったリリィ博士は、水の中にいる哺乳類の中で最も巨大な脳を持つイルカの研究を始めた。彼は、イルカが半球睡眠することを最初に唱え、イルカが「クリックス」(パルス音=エコロケーション[反響定位]に用いられる超音波成分を含む)と「ホイッスル」(非パルス音=お互いの位置を確認しあい、群れのまとまりを保つための鳴音と考えられている)という2種類の鳴音を発することを知っていた¹⁶⁾。やがてコンピューターを駆使してイルカに人間語を教える研究に着手し、被験体となったイルカが約 50 の言葉を覚えたとされている。「まもなくイルカ語辞典が完成し、10 年後にはイルカと人間が会話できるようになる」と言ったようであるが、これは頓挫してしまった。彼の発表したイルカとのコミュニケーションに関する知見の一部については、現在でもまだ否定的な意見が多い¹⁷⁾。

ところで、チンパンジーやゴリラなどと比べて、ヒトに似るところがはるかに少ないイルカの能力と特性としては、次のものが主に一般にあげられている。

(1) イルカの脳は大きく、知能が高い。

2010 年、アメリカのディスカバリー・ニュースでは、「最新の研究によれば、イルカが脳力で人間のすぐ後ろに来る」、「二番目に賢い動物」¹⁸⁾であるとか、ABC ニュースでは、「イルカは知能において人間に最も近い動物である」¹⁹⁾という記事が出た。わが国で出版されている『世界のクジラ・イルカ百科図鑑』の帯でも、

イルカは地球上で最も賢い動物として紹介されている²⁰⁾。

イルカの賢さとしては、たとえば、オーストラリアのシャーク湾でミナミハンドウイルカが海綿を道具として使うことが知られている。イルカは口先に海綿を付けた状態で海底まで潜り、砂地になっている底に海綿を押し付け、中にいる小魚を追いつく。次にイルカは海綿を落として魚を食べ、次に備えて海綿を回収する²¹⁾。また、イルカが数やその大小の概念を有することも明らかになっており²²⁾、長期記憶もあるようである²³⁾。

イルカの大脳皮質はヒトより大きい表面積（イルカ 3,745cm²、ヒト 2,275 cm²）をもっているため、イルカがヒトより優れた理性的な思考を持っていることはほとんど間違いない²⁴⁾、とされたことがある。また、多くのイルカは、ヒトに特有なものと考えられていた紡錘細胞（VEN＝この特別な脳細胞は言語、自己覚知、情動と関連するといわれている）を持っていることが発見されている²⁵⁾。

しかし、イルカの大脳皮質の密度はヒトよりずっと低く、空間を埋める脳組織もずっと少ない。また、イルカには明確な前頭葉がなく、海馬が小さいことなど、イルカの知能がヒトとはまったく異なった方法で生み出されている証拠もある²⁶⁾。

そもそも、知能とは、ある生物の行動がどのくらい人間の大人の行動に似ているかを表す尺度として使われているが²⁷⁾、多くの動物にとって人間の大人と似ている必要などまったくない。こうして、そもそも動物を知能によってランク付けすることは不可能ではないかとの批判もある²⁸⁾。

（2）イルカは意識、自己覚知、情動がある。

知的なイルカの脳は、意識を支えているようであり、イルカは自分自身と他者の差に気づいているとされる。実験から、イルカは身体覚知を持つといわれている²⁹⁾。

しかし、意識や自己覚知をどのように定義するのか、現在のところ意見の一致はない。結局、科学的に確かなことが言えるとしたら、「イルカが自らの精神について（そしておそらくは他者の精神についても）ある種の気づきを持っていることを示す、いくつかの興味深い手掛かりが得られている」ということぐらいである³⁰⁾。

また、鏡を使って繰り返し自分に付いた印（マーク）を確認しようとするイルカの様子からして、イルカが自己を認識できることを示す証拠とされたが、「内省や心的状態の帰属といったさらに複雑な自己覚知をイルカが持つのかについては、まだわかっていない」³¹⁾。

さらに、脳科学者グループが、「ヒト以外の動物の意識に関するケンブリッジ宣言」に署名したが、この宣言で、イルカなどを含むほとんどの動物は、情動経

験（そして情動の主観的な経験）に必要な神経構造を有していると言明している。それでもなお、最近の科学的コンセンサスでは、「イルカはほとんど間違いなく基本的な情動を有しているが、それをどの程度主観的に経験しているのかはわからない」ということである³²⁾。

(3) イルカは、聴覚だけでなく、視覚が機能している。

イルカの視覚が機能している証拠としてあげられるのは、相手のイルカに対して口を大きく開けて歯を見せる、異性の前でジャンプや回転をしたり、S字に体をくねらせたりすることや³³⁾、イルカショーでは、トレーナーの指先のわずかな動きの違いを認識して行動することなどである（視力は、ヒトの視力検査の値に換算すると、シャチで0.17～0.18、ハンドウイルカで水中0.12、空气中0.08くらいといわれている）³⁴⁾。

とはいえ、識別するといっても、人の顔よりも衣服などで識別するようである。人間も動物の顔で識別できないことが多いように、イルカもより重要な刺激を手がかりとして識別しているかもしれない。

(4) イルカは、社会性、高度な社会的知性（社会的な問題を解決するための能力）を持つ。

生物心理学者のマリーノ（Lori Marino）博士は、イルカが「人間以上に社会的な動物である」といった³⁵⁾。ハンドウイルカの胸鰭を使った他のイルカとの接触行動（ラビング行動）は、社会的結びつきを強め、社会関係を良好に保つための役割を持つことが示唆されている³⁶⁾。また、和歌山県太地町で飼育されたシャチやオキゴンドウでは、飼育係からもらった餌を同じプールの同種の仲間に与える例が観察されている³⁷⁾。さらに、成熟雄は同盟を築き繁殖可能な雌を囲い込むことで交尾の成功率を高めている。その上、不機嫌なイルカが仲間に慰められていたという目撃例があるし、仲間が死に嘆き悲しむイルカもいるといわれる。みなし子に授乳し育てる（養子をとる）雌イルカの行動は、苦境に陥った子イルカへの共感の印とされるし、溺れている人間を助けたイルカの話はよく出されるが、この行動は危機的状況にある人間への共感によるものだといわれることがある³⁸⁾。これらの利他的行動や介助的行動が、原始共感とも呼ばれる情動伝染なのか、認知共感とも呼ばれる真の共感なのかは現在までのところ意見の一致をみていない。

(5) イルカは高度な言語能力を有する。

イルカが「発声に関してすぐれた学習能力をもち、多様なしかたで相互にコミュニ

ニケーションをとりあっていることは明らかである」³⁹⁾といわれる。イルカの言語理解のパイオニアであるハーマン（Louis Herman）教授の実験の結果、ハンドサイン（身振り言語）で教えていくと、イルカは二つの単語からなる簡単な文から五つの単語を並べた複雑な文まで 1,000 を超える文を理解できるようになった⁴⁰⁾。また、イルカの一頭ごとに違うシグネチャー・ホイッスル（個体に固有のホイッスル）が捕食者に対する警戒音という意味のほか、指示的情報と感情的情報を伝えるシグナルである可能性もある⁴¹⁾。

しかし、イルカが発するホイッスル音や鳴き声の配列規則についてはまだそれほど多くのことが分かっていない⁴²⁾。また、言語について現在広く受け入れられている考え方からすると、言語学者による言語の定義を満たすコミュニケーション・システムを有するヒト以外の種は存在しないとされる。これは認知科学でも特に議論のある考え方ではない⁴³⁾。

以上のように様々な能力と特性を有する可能性のあるイルカは、人気者である⁴⁴⁾。イルカの人気の理由は、高い身体能力に加え、好奇心旺盛で、人なつっこくて、可愛らしく、イルカ・スマイル（笑顔）をいつも絶やさず、人の心を癒してくれることが多いことなどであろう。

しかし、イルカには凶暴な側面があることも忘れてはならない。カリフォルニアでネズミイルカが大量に死んだことがあるが、その原因は、鈍的外傷を与える持続的かつ日常的に行われているハンドウイルカによる攻撃であるとアメリカの海洋漁業局が結論づけたことがある⁴⁵⁾。ネズミイルカ殺しをする動機はまだ解明されていないが、雄の成体ハンドウイルカが雌と交尾するために子どもを殺すことがあるのに関連しているのではないかと推測されている。

4. イルカの追い込み漁（法的には鯨類追込網漁業）

イルカを捕獲することについて、イルカ漁とイルカ猟という書き方がある。漁と書けば英語の *fishing*、猟と書けば英語の *hunting*、前者なら魚を捕る漁獲、後者なら動物を捕える捕獲という意味になる。動物学者や国際的な論調からすると、イルカは哺乳類であり、動物であるので、猟の方が多いようである。日本の近世の文献でも猟師・猟船と書いてある例も少なからずみられる⁴⁶⁾。しかし、現在、イルカを捕まえるのは漁師であり、イルカの捕獲を規定する法律は「漁業法」であるので、本稿では、イルカ漁という表記を用いる。

明治34年（1901年）「漁業法」（旧漁業法）が公布され、翌年7月1日から施行された。さらに、「漁業法施行規則」（農商務省令）4条には「特別漁業」の一つとして「一定ノ追込場ヲ有スル海豚漁業（第2種）」と定められた。これにより、「海豚追込漁」は、特別漁業の第2種として位置づけられた（ちなみに鯨漁業は第1種である⁴⁷⁾）。

戦後の昭和25年（1950年）にいわゆる「新漁業法」が施行され、それに基づき各県が定める「漁業調整規則」により、イルカ漁は水産庁指導の下に県知事による許可漁業となった。イルカの追い込み漁についていえば、「漁業法」65条1項、「水産資源保護法」4条1項、さらに全国において現時点でここだけでしか行われていない和歌山県東牟婁郡太地町の追い込み漁についていえば、「和歌山県漁業調整規則」7条1項2号チに基づく県知事の許可を受けた漁業（鯨類追込網漁業）である⁴⁸⁾。水産庁は、イルカの種類及び漁法（追い込み漁や突きん棒漁など）ごとに各道県のイルカ漁業における捕獲枠を指示している⁴⁹⁾。イルカの捕獲枠とともに実際の捕獲頭数は、次のようになっている（表1・表2を参照）。

表1 小型捕鯨（2015年）とイルカ漁3業種（2016/2017年漁期）の捕獲枠

鯨類	小型捕鯨 宮城・千葉 和歌山県	突きん棒漁 北日本	突きん棒漁 和歌山県	追い込み漁 太地	追い込み漁 富戸	石弓漁 名護	合計
イシイルカ ¹⁾		5,900					5,900
リクゼンイルカ ¹⁾		5,900					5,900
カマイルカ		154	36	134	36		360
スジイルカ			100	450			550
マダライルカ			70	400			470
ハンドウイルカ			47	414	34	5	500
ハナゴンドウ			209	251			460
マゴンドウ ²⁾	36			101		34	171
タッパナガ ²⁾	36						36
オキゴンドウ	20			70	10	20	120
シワハイルカ				(20)		(13)	(33)
カズハゴンドウ			(30)	(100)		(60)	(190)
合計	92	11,954	462	1,820	80	59	14,537
			(30)	(120)		(73)	(223)

1) イシイルカの2つの体色系であり個体群を異にする 2) コビレゴンドウの2つの地方型

* カッコ内は、2017/2018年漁期に新たに追加された捕獲枠

粕谷俊雄『イルカ概論—日本近海産小型鯨類の生態と保全』東京大学出版会、2019年、215頁を基に作成。

表2 イルカの捕獲頭数

漁法・根拠地	鯨類	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
(小型捕鯨)						
千葉県	マゴンドウ	1	0	1	5	3
和歌山県	オキゴンドウ	0	1	3	0	0
	マゴンドウ	15	10	2	15	2
(追い込み)						
和歌山県	マゴンドウ	172	88	41	80	41
	ハナゴンドウ	188	298	260	211	232
	スジイルカ	508	498	367	353	625
	ハンドウイルカ	186	190	172	181	147
	マダライルカ	98	126	145	59	20
	カマイルカ	2	39	5	7	6
(突きん棒)						
岩手県	イシイルカ	29	77	14	11	1
	リクゼンイルカ	376	1,198	1,588	1,549	1,057
宮城県	イシイルカ	0	18	2	4	0
	リクゼンイルカ	0	0	32	28	1
和歌山県	ハナゴンドウ	52	38	103	13	1
	スジイルカ	94	67	63	22	10
	ハンドウイルカ	73	68	35	43	11
	マダライルカ	12	4	18	0	2
	カマイルカ	2	0	0	0	0
沖縄県	マゴンドウ	25	47	18	9	21
	ハンドウイルカ	3	3	0	0	5

http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_47.pdf（平成 30 年度国際漁業資源の現況 47 小型鯨類の漁業と資源調査〔総説〕水産庁 水産研究・教育機構）を基に作成。

* 五年間で一頭も捕獲されていないものは省略した。

古式捕鯨の発祥地として知られる和歌山県太地町のクジラ漁（小型捕鯨）は、5 月から 8 月に行われ、そのうちオキゴンドウとマゴンドウは、農林水産大臣の許可制となっている。これに対して、イルカ漁は知事の許可のもと、太地町沖数十キロの範囲で、漁師が鉄の棒を海中に入れてたたき、音で入り江へ追い込む「追い込み漁」（9 月から翌年 4 月、漁獲枠は 1,940 頭）と、鉈を使う「突きん棒漁」（2

月から8月、漁獲枠は和歌山県で492頭)である。かつては、木造船のへりをたたくなどした追い込み漁であったが、今は金属棒を叩いて追い込む方法を取る。

入り江が血で真っ赤に染まる映像を映し出し、追い込み漁を残酷なものとして批判的に取り上げたアメリカ映画『ザ・コーブ(原題:The Cove)』(2009年)が翌2010年アカデミー賞長編ドキュメンタリー映画賞を受賞し、これを契機に追い込み漁に対する国際的非難が一層高まった。また、キャロライン・ケネディ元駐日米国大使が、2014年1月17日、自身のツイッターにおいて、「米国政府はイルカの追い込み漁に反対します。イルカが殺される追い込み漁の非人道性について深く懸念しています」⁵⁰⁾と投稿したことも物議を醸した。

これに対して、八木景子監督作品『ビハインド・ザ・コーブー捕鯨問題の謎に迫る一』(2015年)⁵¹⁾は、『ザ・コーブ』の監督や主演そして反捕鯨団体などにインタビューを行うとともに、太地町民や日本の歴代IWC担当者などからも主張を聞いた映画であり、国際的に一定の評価を得ている。また、アメリカ・ニューヨーク在住の佐々木芽生監督の長編ドキュメンタリー『オクジラさまーふたつの正義の物語ー』(2016年)⁵²⁾も捕鯨を守りたい日本人とそれを許さない外国人という単純な対立ではない、多様な意見を取り上げた作品として評価されている。とはいえ、いずれの作品も観た人は極めて少数に限られる。

そもそも、イルカの追い込み漁について、和歌山県は、「自然資源の科学的な管理および利用に基づいて」⁵³⁾おり、「太地町のイルカ漁師は、国・県の監督のもと、法令規則を守り、昔から受け継がれてきた漁業を営んで」いるとの見解をとっている⁵⁴⁾。新聞各社も、当然のように追い込み漁を伝統漁法と報じているが、「イルカの追い込み漁の歴史は半世紀弱しかなく、400年以上の伝統がある捕鯨全体とは事情が違う」とか、「追い込み漁による捕獲は、事実上、水族館のために始まった」⁵⁵⁾と反論されることがある。

しかしながら、江戸時代初期からクジラの町として栄えてきた太地町では、明治時代に、湾内に入り込んだゴンドウなどを住民総がかりで捕獲した「建網漁」が行われていた記録がある。明治末期頃から小型捕鯨船の中には発動機が付けられるようになり、近海のゴンドウを湾内に追い込み、湾口を網で仕切る追い込み漁へと進化していく⁵⁶⁾。現在行われている沖合30キロくらいからイルカを追込む漁法は、確かに1969年に「町立くじらの博物館」でイルカショーを行うために始まったが(追い込み漁は、当初はうまくいかず、伊豆の漁業関係者の助言を得て、成功に至っているが)⁵⁷⁾、半世紀よりもはるかに古い歴史をもつ。

世界動物園水族館協会（WAZA）が追い込み漁を動物の福祉に反する捕獲法とみるように、追い込み漁が残酷であるという批判に対して、太地町では、映画『ザ・コープ』撮影後の2008年12月以降において漁法の改善がなされている。太地町の漁民は追い込む速さを緩めてイルカへのストレスを減らす改善策を採用しているし⁵⁸⁾、必要な分だけ食用として捕獲し、小さな個体や親子のイルカは逃がすようにしている。銚で何度も突くイルカの屠殺方法が最も残酷といわれていたが、デンマークのフェロー諸島のイルカ漁に倣い後頭部をナイフで一度だけ刺すように変えてもいる⁵⁹⁾。それでも、イルカの追い込み漁のように群れを一網打尽にする漁法は、社会性のあるイルカの情報の伝達（慣習）を破壊する恐れがあることに留意をする必要があろう⁶⁰⁾。

近年（2015年8月から）の太地町のイルカ追い込み漁における生体捕獲に対する注文は、ほぼ毎年、水族館（2016年からは日本動物園水族館協会〔JAZA〕加盟外の水族館）や業者など約20施設からハンドウイルカ約150頭などが入っている状況である。2018年7月には、前年度から新たに捕獲枠が認められたシワハイルカ、カズハゴンドウの注文も入っている⁶¹⁾。

なお、2019年6月、イルカの捕獲枠を持つ「いとう漁協」（静岡県伊東市）は、2004年を最後に行っていなかったイルカの追い込み漁を再開する方針を固めた。2019年度の漁期（10月1日～2020年3月31日）に飼育用の「生体捕獲」に限定して漁を行う（漁が実施されれば15年ぶりとなる）⁶²⁾。

5. イルカと水族館

日本には、国立大学臨海実験所付属などの水族館（京都大学白浜水族館、千葉大学海洋バイオシステム研究センターこみなと水族館）を除けば、国立の水族館はなく、地方公共団体によって設置されるものと民間企業等により設置されるものがある（JAZAの2015年の年報によれば、公営水族館で直営8、指定管理等22、法人等7、民営24、合計61である）⁶³⁾。しかし、水族館の設置及び運営に関して、その全体を指導監督又は保護する法（いわゆる水族館法）はわが国において存在しない⁶⁴⁾。

水族館は、「博物館法」⁶⁵⁾（1951年）2条の博物館に該当する。また、2011年12月19日まで、水族館は、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（1973年文部省告示）2条3項「自然系博物館」のうち、4条3項の「水族館」であり、それは「自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が

150種以上のもの」で、かつ2,500点以上収集、育成及び展示し(6条2項)、また敷地面積は、4,000m²を標準とするものであった(5条2項)。

博物館法は、水族館を「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」とする社会教育施設と位置付け(1条)、その設置に対して登録制をとる(「都道府県教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする」10条)。しかし、登録は責務規定であり、法的義務を課しているわけではないので、水族館を営もうとする者は、登録せずに設置・運営しても違法にはならない。併せて、同法は名称独占を規定していないので、未登録館であっても「水族館」と名乗ること自体違法ではない。登録制が法的義務でないということは、前述の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を満たす法的義務もない。その結果、水族以外を展示しても、またアトラクションなどの遊興娯楽施設を併設しても規制取締りの対象にはならない⁶⁶⁾。

水族館において、イルカは「展示動物」であるが、「動物愛護管理法」5条4項に基づき制定された「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」(2004年環境省告示)第2(4)の「展示動物」の中のア「水族館…における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物」、場合によっては、イ「人と触れ合いの機会の提供、興行又は客寄せを目的として飼養及び保管する動物」、つまり「触れ合い動物」でもある。

2015年4月21日、世界動物園水族館協会(WAZA=本部スイス)は、日本の水族館が和歌山県太地町の追い込み漁で捕獲した野生のイルカを入手しているのは倫理・動物福祉規定違反であるとして、日本動物園水族館協会(JAZA・2015年5月において国内152の動物園と水族館などが加盟する協会、水族館63施設のうち34の水族館がイルカを飼育していた)の会員資格を停止した⁶⁷⁾。1か月以内にイルカの購入をやめなければ除名すると通告されたが、5月20日、JAZAはWAZAへ残留すること、つまり太地町からのイルカの入手を禁止することを決定した(残留99票、離脱43票、無効10票だった)。これに反し、太地町の「くじらの博物館」はJAZAから2015年9月4日に退会し、「新江ノ島水族館」、「しものせき水族館・海響館」、「竹島水族館」も2017年3月31日付でJAZAから退会している。

ところで、水族館のイルカやイルカショーについては、次のような批判がある。水族館に飼育されているイルカは「監獄のイルカ」⁶⁸⁾であるとか、「水族館のイルカの『真実の姿』は幸せそうな芸人のふりを続ける雇われ芸人だ」⁶⁹⁾などである。

さらにリック・オバリー（1960年代に日本でも放送されたアメリカの人気テレビドラマシリーズ『わんぱくフリッパー（原題: Flipper）』のフリッパーを訓練した）は、「イルカを水族館に入れて働かせるのは、倫理的にヒトラーがユダヤ人を強制収容所に入れたのとはほとんど変わらない」とまでいった⁷⁰⁾。

しかし、水族館でイルカを飼育することやイルカショーを行うことについて、以下のように、その必要性が主張されている。

(1) 水族館は、イルカの持つ高い能力と特性を紹介し、理解してもらうという教育的な意義を果たしている。また、水族館のイルカはイルカを身近に感じることで命の尊さを認識し、イルカたちの生息環境保全にも関心を持つきっかけを提供できる⁷¹⁾。このように、水族館は、自然界への入り口としての役割があり、普段の生活では接することのない野生イルカに対する興味関心の玄関口であり、イルカや彼らを取り巻く環境を護ろうというように人々の意識を変えることができる。

また、ヒトと生きたイルカとの関係は実はとても新しい関係である。この関係は、水族館でのイルカの飼育展示が広がってから形成されたものであり、水族館でイルカの飼育展示をやめればやがてヒトと生きたイルカの関係はほとんど消滅する可能性さえある⁷²⁾。

(2) イルカは絶滅の危機に瀕しているといわれることがあるが、ほとんどのイルカは希少生物ではない（例外は、ヨウスコウカワイルカは2006年に機能的絶滅、コガシラネズミイルカは推定生息数30頭以下にすぎない⁷³⁾）。とはいえ、遠い将来、絶滅しないとも限らない種ではある。そこで、水族館は、種の保存・保全のためにも必要であるとされる。

アメリカは、1972年に「海棲哺乳類保護法」を成立させて自然界からのイルカの導入を禁じており、これ以降、水族館のイルカは繁殖でまかなっている。JAZAも「収集する動物はできるだけ飼育下繁殖したものとする」という倫理・福祉規定を置いているが、2015年までの間、飼育下繁殖の割合は全体の10%に過ぎず、規定を遵守しているとはいえない⁷⁴⁾。ただし、三重大（津市）は、イルカの繁殖を研究する「鯨類研究センター」を2017年度に国内の大学として初めて設置した⁷⁵⁾。とはいえ、そもそもフランスでは水族館でのイルカの繁殖を禁止する法案さえ提出されようとしている現状がある⁷⁶⁾（カナダでも将来のイルカ飼育廃止のためにイルカ繁殖を禁止しようとする動きがある⁷⁷⁾）。

(3) イルカの遊泳能力や学習能力、生理学や繁殖の研究などは野生下では実施することが困難である⁷⁸⁾。イルカの認知研究は水族館でしかできないし、また、

日本の水族館は飼育技術、訓練技術も高いので認知研究に大変適した施設であるといわれる⁷⁹⁾。さらに、水族館で飼育されている個体を対象としたほうが長時間の詳細な連続観察ができ、詳細で膨大なデータが必要となる観察調査や認知実験など、水族館の飼育環境でしかできない研究も多いとされる⁸⁰⁾。

なお、観光施設「つくみイルカ島」(大分県津久見市)が県や市と共同で、イルカなどの海洋哺乳類の繁殖や獣医学に関する研究拠点整備を行っている(宮崎大学、愛媛大学、日本大学、岡山理科大学がイルカ島での研究に着手している)⁸¹⁾。

(4) 小樽水族館では、イルカショーを見るのは来館者の約9割という統計があり、イルカショーは集客(経営)にとっても非常に重要であるといわれる⁸²⁾。しかし、「動物愛護管理法」が動物の演芸(ショー)を否定していないとはいえ、単なる客寄せパンダ、見世物に留まってはならない。イルカのすぐれた運動能力を見せるイルカの公開展示(パフォーマンス=ショー)を環境エンリッチメント(動物の生活環境を増強するための工夫)という研究者がいる⁸³⁾。これは誇張であるとしても、ショーは本来の生態や習性ではないが、喜びや情動を促進し、アニマルウェルフェアレベルを向上させる可能性がある⁸⁴⁾。というのは、イルカは、ショーをすべて強制されているわけではなく、餌がなくても芸をしたり、実験に協力したりすることがあるからである⁸⁵⁾。

6. イルカの法的地位

イルカの法的地位を考察するにあたっては、まず野生イルカと飼育イルカを区別しなければならないであろう。

野生イルカは、民法上、有体物(85条)であり、動産(86条2項)である。しかも所有者のない動産、つまり無主物である(「大判大正11・11・3刑集1巻622頁」によれば、「自然ノ状態ニ於テ生育スル」水産生物は、いまだかつて他人の所有に属さない物〔無主物〕と認められる)。

無主物であるイルカは、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する(無主物先占・239条1項)。「漁業法」では漁業権などにに基づき種々の制限が加えられており、漁業権(追い込み漁は共同漁業権)がない者がイルカを捕まえた場合のように違反行為には一定の制裁も設けられているが、漁業者に捕らえられ、やがて水族館などで飼育されることになったイルカは、所有者のある動産となる。わが国の民法では、野生であろうが、飼育であろうが、あくまでも、イルカは権利の客体としての「物」にすぎない。

しかし、近時のヨーロッパの民法では、イルカを含めた動物を「物」とは区別された存在として取り扱うものが現れている。1988年のオーストリア民法285a条、1990年のドイツ民法90a条及び2003年のスイス民法641a条1項ではいずれも、「動物は物ではない」という規定が設けられている（もっとも、この後段で「別段の定めがない場合は、物に関する規定が準用される」と規定され、動物が権利の客体である「物」から完全に脱したわけではない）。また、2015年のフランス民法典515-14条では、17世紀のデカルト（René Descartes）の動物機械論を否定して、「動物は、感覚のある生きた存在である」との定めが置かれている（フランスでは既に1976年の「自然保護に関する法律」で動物が「感覚ある存在」であることが明記されていた）。このように、ヨーロッパでは、民法上、イルカは単なる「物」ではない、感覚のある生命のある存在として見られている。

また、わが国の刑法では、他人の所有する「物」であるイルカを殺傷した場合には、器物損壊罪（261条）が適用される。しかし、261条は、「他人の物を損壊し、又は傷害した者」と定め、わざわざ「傷害」という文言を入れている。身体のない「物」を傷害することはありえないので、傷害は身体のある動物のためであり、それで後段部分は「動物傷害罪」と呼ばれることもあり⁸⁶⁾、イルカの場合は、いわば「イルカ傷害罪」⁸⁷⁾となり、動物を単なる「物」（身体や生命のない物）とは別扱いしている。

その上、特別刑法でもある「動物愛護管理法」⁸⁸⁾（1973年に「動物の保護及び管理に関する法律」としてスタートし、1999年に「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更し大幅に改正された）では、「動物が命あるものであることにかんがみ」（2条）という文言を加え、命ある動物を一般の「物」とは異なる取扱いを定めている。

そして、その44条4項で、「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう、として、1号「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いろうさぎ、鶏、いばと及びあひる」、2号「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」とあるから、飼育イルカは人が占有している動物哺乳類に属するものである。44条1項によれば、イルカを含めた「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は2百万円以下の罰金に処する」。しかし、2019年6月に法改正が行われ、動物殺傷罪は、「2年以下の懲役又は2百万円以下の罰金」から、「5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金」に厳罰化され、ようやく刑法261条の器物損壊罪（3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは過料）よりも刑罰が重くなっている。ここでも単なる「物」から

離れ「ヒト」に僅かに近づいているといえるかもしれない。

さらに、「動物愛護管理法」の1条の目的では、当初、動物を愛護するのは、動物自体が尊重されるからではなく、人間の側の「動物を愛護する気風」の招来や「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養」のためだとされていたのが、2012年の法改正によって、「人と動物の共生する社会の実現を図ること」が最終的な目的であることが明記された。「人間のためだけの法律であった動物愛護法が、2012年の改正によって、人間と動物のための法律になったという解釈が可能になった」⁸⁹⁾といわれる。「動物愛護管理法」では、人とイルカの共生する社会の実現こそが目指されているのである。

7. イルカの権利

わが国の民法では、自然人と法人に権利の主体となることが認められている。そして、イルカに権利があるというためには、イルカに権利の主体となることのできる資格（権利能力）がなければならない。イルカは自然人や法人として権利能力を有するのか。

イルカとは異なるが、世界においては、大型類人猿を人類（ヒト）と呼び、人格をもつものとし、大型類人猿に法人格と権利を付与しようとする動きがある。

動物の権利運動の理論家や活動家たちと研究者たちが協力して1993年に立ち上げた「大型類人猿プロジェクト」の成果として「大型類人猿の権利宣言」が出されている⁹⁰⁾。

ニュージーランドでは、「動物福祉法（Animal Welfare Act）」（1999年）において、大型類人猿を「人間ではない人類」（non-human hominids）と呼び、その利用を制限する規定を置いている（85条）⁹¹⁾。

アルゼンチンでは、サンドラという名のオランウータンに人間と同じ扱いとなる「人身保護令状」（habeas corpus）が連邦刑事裁判所から出された（2014年11月19日）⁹²⁾。

スペインでは、自治州バレアレス諸島の議会が大型類人猿に法人格（法的権利）を付与する世界初の提案を承認した（2007年2月28日）⁹³⁾。

わが国においても、京都大学がその終生飼育を目的として運営する保護施設「熊本サンクチュアリ」〔熊本県宇城市〕では、チンパンジーの助数詞を「人」としている⁹⁴⁾。

その上、20世紀初頭にはフランスのドゥモーグ（R. Demogue）博士が、動

物も法主体となり得ると述べていたが⁹⁵⁾、最近では、マルゲノー（Jean-Pierre Marguénaud）教授が、扶養などに関するものに限定してではあるが、解釈論として、動物に法人格を与えるべきだという議論を展開している⁹⁶⁾。

また、アメリカでは、チンパンジー、最近ではゾウの「人身保護令状」を求め裁判で弁護人を務めているワイズ（Steven M. Wise）教授が、ある程度の認知能力を備えた動物（大型類人猿、ゾウ、イルカ、クジラ、ヨウム等）に対して法的人格（legal personhood）が与えられるとしている⁹⁷⁾。また、動物が「物」の地位にあることが動物を救えない元凶だとして、フランシオン（Gary L. Francione）教授は、「人格の属性が、〈明らかに〉大型類人猿〈すべて〉に存在している」⁹⁸⁾として、大型類人猿の法的人格を認めている⁹⁹⁾。さらに、フェイヴァー（D. S. Favre）教授は、動物が法的権利を有する特別な財産＝生きている財産（living Property）＝動物格（animalhood）であると主張し、その例として、動物のためになされた信託では動物が信託の受益者＝法人（権利主体）として既に扱われていることなどをあげている¹⁰⁰⁾。

さらに、ドイツにおいても、人と法人に続く第三の法人格として動物法人格（Die tierliche Person）の形成の可能性を説くラスペ（C. Raspé）氏が登場している¹⁰¹⁾。

大型類人猿としばしば同列に扱われ¹⁰²⁾、その法人格、そして権利が想定されているのが、クジラとイルカである。リリー博士は、「クジラ類には、個々の人間に与えられているのと同じ法的権利を与えるべきである」¹⁰³⁾といった。そして、2008年にスペイン議会が大型類人猿に生きる権利や自由を認める決議を採択したのに対して、2010年5月22日、フィンランドのヘルシンキ大学のコレギウムでは「クジラ目（クジラとイルカ）の権利宣言（Declaration of Rights for Cetaceans: Whales and Dolphins）」が出された¹⁰⁴⁾。

しかしながら、イルカに法的権利があるというためには、まずどのような内容の権利を、誰に対してもつのかが明確でなければならない。「クジラ目（クジラとイルカ）の権利宣言」では、生命に対する権利、移動と居住の自由、自然環境を保護する権利、文化を乱されない権利などが主張されている。生命に対する権利は理解できるが、自然環境を保護する権利や文化を乱されない権利などは抽象的でその内容が漠然としている。その上、権利の内容は宣言されたものだけで足りるのか、イルカの権利は人間だけに対するものか、イルカ同士にも及ぶのか、イルカの権利と人間の権利の衝突した場合やイルカと他の動物の権利が衝突した場合どうするのか、それに権利の裏返しとして、そもそもイルカに法的責任を

負わせることができるのか、などの疑問が付きまとう。また、動物に権利を認めるにしても、口がきけない動物は権利の主張ができない。結局、人間の代理を必要とする。

そもそも、イルカが高い知能をもつということは、イルカの権利を主張するための根拠とされる¹⁰⁵⁾。また、イルカに意識あるいは自己覚知があるということは、人間と同じ権利までイルカに与えるべきと主張する際に使われる¹⁰⁶⁾。さらに、イルカは豊かな社会的生活を送っているという考えは、イルカに権利を認めるべきという議論（イルカを人間と同じに扱うべきだとする主張）のなかでよく持ち出される¹⁰⁷⁾。しかしながら、先の「3. イルカの能力と特性」で見たように、イルカの高い知能、意識・自己覚知、社会性についての決定的な科学的なエビデンスは現在までのところまだ存在していない。

さらに、これらと関連して人格を基に動物の権利が主張されることがあるが、これは大いなる問題を引き起こす。シンガー（Peter Singer）教授（動物の解放を唱える現代動物の権利運動の父と呼ばれる）は、すべての人命が等しく尊いのではなく、「自覚的または理性的存在」としての「人格」であるから価値があるのであって、精神的な活動の見られない胎児や新生児や重い脳障害をもつ者は、人格を有するイルカどころか豚にさえも劣ると述べている¹⁰⁸⁾。そして、別のところで、シンガー教授は、「チンパンジーを殺すのは、生まれつきの知的障害のために、人格ではないし、決して人格でありえない人間を殺すのに比べて、より悪いように思われる」¹⁰⁹⁾という。その上で、大型類人猿は、人間以外の人格の最もはつきりした事例であろうが、クジラとイルカもこの可能性があるとした¹¹⁰⁾。また、「チンパンジーや犬や豚は、深刻な知的障害をもっている乳児や老衰がすすんだ人よりも高度の自意識をもち、他者と意味のある関係を結ぶ点ではより高い能力をもっているであろう。だからもし私たちが生存権をこれらの特質によって根拠づけるならば、これらの動物にも、知的障害のある人間や老衰した人間と同じ程度の、あるいはそれ以上の生存権をみとめなければならない」¹¹¹⁾といった。

シンガー教授は、功利主義の立場から、痛みや喜びを感じる能力を「人格」の基準に置くとはいえ、イルカが自覚的または理性的存在として人格を持つが故に権利を有するとすれば、人格が欠けている重度の精神障害者や乳幼児などには人権を保障する必要がないということになりかねないし、加えて人格が欠けている重度の精神障害者や乳幼児などはイルカ以下の扱いを受けてもしかたないということにもなりかねないという大問題を生じさせる¹¹²⁾。

結局、イルカの権利の根拠として、人間に準ずるようなイルカの高い知能、自意識、社会性、まして人格さえ持ち出したところでイルカが権利をもつ決定的な論拠とはなり得ないのではないかということである。

なお、民法などの権利の他に、人間ではない動物であるイルカが憲法上の人権の享有主体になるかどうかを考察の対象になり得る。日本国憲法 11 条で、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規定するが、この「国民」とは、「ヒト」に限るとは書いていないので、「ヒト」以外の動物＝イルカが人権をもつことがあり得るという解釈もないではない¹¹³⁾。とはいえ、この「国民」とは、一般に 10 条（「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」）に基づき制定された国籍法から、まず日本国籍をもつ「国民」と解されている。したがって、まずはイルカが国民として人権の享有主体となることはない。

それでも、日本国憲法 14 条 1 項では、法の下での平等とともに差別が禁止されているが、そこであげられた「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」は通説では例示と解されており、差別されない人間が、人間以外の動物であるイルカを「種」差別（*spesiesism*）することが許されるのかどうか問題になるし、18 条の「奴隷的拘束及び苦役からの自由」が保障された人間が、イルカを網や水槽の中に閉じ込め、ショーや展示により過酷な状況におくことが許されるのか、なども問題となりうる。

8. イルカに対する保護義務

人間の人権を定めている憲法から動物の権利を認めることは、人間と動物との関係を曖昧にしまい、場合によっては人間の地位を動物並みに引き下げてしまうという主張がある¹¹⁴⁾。とすれば、憲法上、イルカに人権があるかどうかにかかわらずすぎるよりも、イルカの保護を国家目標と考えたほうが良いのではないかと考えられる¹¹⁵⁾。2002 年に改正されたドイツ基本法 20a 条では、「国は、来るべき世代に対する責任を果たすためにも…(中略)…動物を保護する」とし、動物の保護を憲法上の要請としている（スイスでは、1973 年、憲法に「動物の保護」が定められている）。この規定は、法的性格としては、基本権（人権）ではなく、国家目標規定であるとされる。わが国の憲法には「動物の保護」の規定が存在しないが、それでも動物に対する法的な保護義務を否定しているわけではないと考えられる。

浅川教授は、「動物の保護」を日本国憲法 13 条、25 条、97 条から導き出され

る憲法上の原則と考える¹¹⁶⁾。確かに、憲法13条の国民の権利である「幸福追求権」は、共に生きるペットなどの動物（飼育されているイルカも含む）が保護されることによって人は幸福を追求できるとすれば、幸福追求権の裏返しとして、動物（イルカ）の保護が必要不可欠となる。また、憲法25条2項の「国は、…公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という定めから、国の公衆衛生の向上・増進義務の一環としてイルカを含めた動物を保護する義務が引き出されるという解釈もあり得る。さらに、憲法97条の「…基本的人権は、…現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された…」という中の「将来の国民」という文言がドイツ基本法20a条の「来るべき世代」と共通していることに着目して、ここからも「将来の国民」に対して、イルカなどの動物を保護する義務が現在のうちから導き出せるかもしれない（「未来の世代には、我々が彼等に対してもつ現在の義務に対応する権利が実際にある」¹¹⁷⁾との指摘もあるからである）。世界各国の15歳の少年少女（いわば将来を担う国民）を対象に行ったアンケート調査では、「動物は人と同じように生きる権利があるべきだ」と考えている割合が85%と一番高かったのは、日本の15歳の若者であったという結果もでている¹¹⁸⁾。

さらに、林弁護士は、憲法25条1項の生存権から国は国民が良好な環境を享受することができるように環境の保全に努める責務があり、この責務には、「動物が理由なく死亡したり殺されたり、傷ついたり傷つけられったりしないような施策を講ずる責務」もあるという。「したがって、国は、憲法上、…動物の保護を具体化する立法を行うべき法的義務を負うものであり、この義務は、国民の側からみれば、国に対して具体的な立法を求める権利である（動物保護権）」と主張する¹¹⁹⁾。

なお、動物の保護の義務化ということに関して言えば、あくまで環境保護・自然保護の脈絡の中ではあるが、インド共和国憲法48a条（1976年修正）では、「国は、環境の保護、改善並びに国内の森林及び野生動物の保護に努めなければならない」と規定し、51a条では、「次に掲げる事項は、すべてのインド公民の義務である。…(中略)…七号…野生動物を含む自然環境を保護、改善し、生物をいとおしむこと」と定めている¹²⁰⁾。

また、ブラジル連邦共和国憲法（1988年現行憲法）225条1項でも、環境に対する権利の実効性を保障するため、政府は以下の責任を有するとして、7号「生態学的機能に対するリスクを示す、種の絶滅を引き起こす、又は動物を虐待する

行為すべてを、法律で定められた方法で禁じ、動物相及び植物相を保護すること」をあげている¹²¹⁾。

このような諸外国の例から（もちろん各国の事情が様々であるとしても）、憲法政策として、わが国において国は野生イルカを含めた動物を保護する義務があるという解釈をする余地がないのか検討を要する。とはいえ、日本は世界一のイルカ漁業国であり¹²²⁾、イルカの捕獲を認め、イルカの命を奪っている現状からすれば、保護にどれだけの意味があるのか疑問であるが。保護の観点からすれば、イルカの生命を奪うことを止める時が到来しているのかもしれない。

9. イルカの福祉

「動物の権利」(animal rights)は、動物が誰かの所有物ではなく、人間と対等な権利を持つ生物であるという考えに基づく¹²³⁾。動物の権利論は、動物は、人間の権利の客体ではなく、人間と同様に権利の主体であると位置づける議論である¹²⁴⁾。つまり、動物も人間と同じように扱われるべきと主張し、動物実験や農場飼育などあらゆる動物の使用を否定し¹²⁵⁾、その解放を最終的な目標としている。動物の権利からすると、イルカの追い込み漁はもちろん、イルカを食用にしたり、イルカを飼育したり、それにイルカをショーに出演させることも認められない。自閉症の子どもや脳に障害のある子どもにイルカセラピー¹²⁶⁾としてイルカを使うことさえ認められない。

これに対して、「動物の福祉」(animal welfare)という言葉がほぼ現在の意味で使われるようになったのは、1965年にイギリス議会に提出された、いわゆる「ブランベル報告書」からだとされているが、そこで「動物の福祉」とは、動物を研究実験で利用したり、食用に飼育する場合、動物をみだりに殺傷したり、苦しめたりしないようにするだけでなく、適切に取り扱わなければならないという考えを示す¹²⁷⁾。わが国の「動物愛護管理法」も一部この思想に基づいている¹²⁸⁾。「動物の福祉」は、人間以外の動物の使用を肯定しつつも、動物が不必要な痛みを引き起こされないように人道的に扱われることを要求する¹²⁹⁾。

先の「7. イルカの権利」で見てきたように、イルカの権利は、法的権利というにはまだ成熟しているとはいえないし、イルカの権利の根拠となるイルカの高い知能、意識・自己覚知、社会性についての決定的な科学的なエビデンスはまだ存在しない。また、イルカの権利を認めることにより、重度の精神障害者や乳幼児などの取り扱いが軽んじられる可能性さえある。その上、イルカの権利に固執

しなくとも、わが国では「動物愛護管理法」においてイルカが殺傷されない利益(44条1項)、虐待を受けない利益(44条2項)、そして遺棄されない利益(44条3項)が既に保護されているといえる。こうしてみると、イルカの権利よりもイルカの福祉の主張の方がより好ましいのではないか。

いまや「動物の福祉」は、国際的共通倫理、グローバルスタンダードとなりつつある。イルカの飼育を任されている人々は飼育されているイルカに対し最大限のエンリッチメントを図るべきである。飼育・管理する能力(資力)のない者は、イルカを飼育すべきでない¹³⁰⁾。しかし、わが国には、「動物の福祉」の考えに基づいた飼育基準となるような法律はない。「動物の福祉」の観点から劣悪な施設及びその運営に対しては、実効性のある法律が必要である。最近、「自民党水族館を応援する議員連盟」が「水族館基本法(仮称)」の制定に向けて動き出している¹³¹⁾。ところが、これは、捕鯨議連とともに、鯨類資源の重要性を訴えており、「動物の福祉」とは方向性が違うといえるが、それでも「動物の福祉」につながる施設の設置及び運営に関する基準や飼養及び保管に関する基準を定めることができれば大きな前進である。

例えば、「動物愛護管理法」はイルカの演芸(ショー)を否定していない。「展示動物の飼養及び保管に関する基準」では、「動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること」(第4・1(1)ウ)とあるが(下線部筆者)、「みだりに」という意味は、合理的理由なくして、という意味なので、合理的理由があれば、イルカを殴打・酷使しても虐待にはならないと解される¹³²⁾。今後、この定めに対する基準の見直しが必要であろう。

最後に、太地町の追い込み漁について、既に見たように、「動物の福祉」の観点から、いろいろな改善がなされていた。ただ、鉄の棒を海中に入れてたたき、音で入り江へ追い込むと、イルカたちがパニックを起こし、互いにぶつかり合い、傷つけあってしまうことがなお問題視されているので、見直しが必要かもしれない。また、裁判で後述するように、追い込み漁で、イルカをナイフで刺した後も金属の棒を何度も体に差し込む方法が問題とされているので、これについても工夫が必要かもしれない。

10. イルカに関する裁判

(1) アメリカ合衆国の裁判

アメリカでは、「絶滅危惧種法」(ESA)の市民訴訟条項 1540 条 (g) 項により提起された訴訟において、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、パリラ (スズメ目ハワイミツスイ属アトリ科に属するハワイの固有種の鳥)の原告適格を認めた (*Palila v. Hawaii Department of Land and Natural Resources*, 852 F.2d 1106, 1107 [9th Cir. 1988])。このパリラ判決を引用しつつ、原告適格を認めた判決としてマドラウミスズメ事件があり (*Marbled Murrelet v. Babbitt*, No. C-93-1400-FMS, slip op, at 9, n. 4 [N. D. Cal. Sept. 1, 1993])、アカウミガメ、アオウミガメの原告適格を認めた裁判もある (*Loggerhead Turtle v. County Council of Volusia County, Fla.*, 896 F. Supp.1170 [M. D. Fla. 1995])¹³³⁾。

これに反して、原告適格が否定された動物としてイルカとクジラ類 (Cetacean Community = whale, porpoise, dolphin) などがいる。

前者についてみると、これは、サンディエゴのシーワールド生まれのカーマという愛称のイルカがニューイングランド水族館に移された後、さらに翌 1987 年にハワイにある海軍施設に移されたことに対し、イルカの移動は法 (「海棲哺乳類保護法」) に反すると主張し、三つの動物保護団体とカーマを原告として訴えたものである。しかし、カーマは原告適格を欠くとされた (*Citizens to End Animal Suffering and Exploitation, Inc. v. New England Aquarium*, 836 F. Supp. 45 [D. Mass. 1993])¹³⁴⁾。

また、一層注目されたのは、イルカを含めたクジラ類である。この裁判ではクジラ類が唯一の原告となり、ブッシュ大統領とラムズフェルド国防長官を被告として、アメリカ海軍が開発したソナーの使用禁止を求めて出訴した。しかし、第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、クジラ類の原告適格を否定し、16 年前にパリラ判決においてパリラの原告適格に言及した箇所を拘束力のない傍論とした (*Cetacean Community v. Bush*, 386 F.3d 1169 [9th Cir. 2004])。その結果、パリラ判決は先例としての価値を失い、動物の原告適格をめぐる論争は一旦白紙に戻された¹³⁵⁾。

動物の原告適格の壁を乗り越えるために、環境影響評価の観点から動物を保護しようとする訴訟が起きている。第 9 巡回区連邦控訴裁判所のウィンター判決である (*Winter v. Natural Resources Defense Council, Inc.*, 129S. Ct. 365 [9th Cir. 2008])。動物保護団体は、海軍の演習で敵の潜水艦を探知追尾するためのソナー

を使用することがイルカを含めた海洋哺乳類 (marine mammals) に悪い影響を与えるおそれがあるとして、演習の差し止めを求めて提訴した。その際、海軍が環境影響評価を十分に行っていないとして訴えを提起した結果、下級審では、差し止めが認められたが、上告審で敗訴してしまった¹³⁶⁾。

さらに、2011年10月25日、「動物の倫理的取り扱いを求める人々の会 (People for the Ethical Treatment of Animals: PETA)」は、シーワールド・オーランドとシーワールド・サンディエゴを連邦裁判所に訴えた。二つのシーワールドが合衆国憲法修正13条1項 (人間の奴隷制及び隷従を禁じる条項) に違反して、野生で捕獲された5頭のシャチを奴隷状態においているという理由であった。訴えでは、5頭のシャチを原告とし、また自然の生息地か海辺の保護施設へ解放することを求めた。これに対して、サンディエゴ連邦裁判所は、2012年2月8日、合衆国憲法修正13条1項は人間のみに適用されるとして訴えを却下している¹³⁷⁾。

(2) 日本の裁判

これに対して、日本におけるイルカに関する裁判としては以下のものがある。

① 「威力業務妨害被告事件」(長崎地裁佐世保支部判昭和55・5・30判時999号131頁)¹³⁸⁾

【事実概要】本件は、被告人 (アメリカの動物保護団体に所属する外国人) が、有害な水産動物駆除のため (ブリの一本釣りの被害対策として) イルカの捕獲処理を行うことを業務とする長崎県壱岐郡海豚対策協議会 (人格なき社団) が収容していた捕獲イルカを逃走させようと企て、仕切網のロープを解き放ち、あるいは切断し、イルカ約300頭を逃走させ、もって威力を用いて業務を妨害した事案である。

【判決】有罪 (懲役6月、執行猶予3年)・確定

【判決要旨】「イルカは古来から諸外国の間を自由に往来し、国際的視野に立って配慮が寄せられているとはいうものの、所詮は漁業の対象となる水産動物に外ならず、国際条約によっても捕獲禁止の規制を受けておらず、ただ国内法により日本海を除く北緯36度以北の太平洋において一部その猟獲が制限されているに過ぎない (昭和34年農林省令4号、いるか猟獲取締規則1条)。そうしてみれば、右例外の場合を除き、漁民がイルカを捕獲することは自由であり、ましてこれが漁業上有害動物と認められる以上、被害漁民としてこれを駆除するため捕獲し処

理することは正当な理由があるというべきである」。また、屠殺方法がことさらにイルカに不必要な苦痛を与えるものではない（旧動物保護法 10 条）など、本会の業務は刑法上保護されるべき正当な業務であり、これを妨害した被告人の行為は威力業務妨害罪を構成する。

② 「威力業務妨害・器物毀棄被告事件」（静岡地裁沼津支部判昭和 56・3・12 判時 999 号 135 頁）

【事実概要】本件は、被告人（自然保護団体のグリーンピースに所属するカナダ人）が、川奈漁業協同組合及び富戸漁業協同組合により捕獲されたイルカを閉じ込めている仕切網のロープを解き放ちイルカ約 150 頭を逃走させたとして、威力業務妨害罪並びにロープに対する器物損壊罪及びイルカに対する動物傷害罪で起訴された事案である。

【判決】威力業務妨害と動物傷害罪は有罪（懲役 6 月，執行猶予 3 年），なおロープに対する器物損壊罪は不成立（仕切網に損傷を与えておらず，発見後約 30 分間の作業でもとどおりに復元されたため）・確定

【判決要旨】「単にいかから水銀が検出されたなどという理由のみで夜陰に乗りロープを解き放って仕切網を開放する本件の如き行為は法秩序全体の精神に照らしてとうてい容認することのできない違法な行為といわざるを得ない」。また、「人類が生存するためには動物性蛋白質の供給源として人類以外の動物が犠牲になることはある程度やむを得ないところであり（信教上の理由等から犠牲にならない日が到来することは望ましいものではあるが，現状ではとうてい考えられない），それが高等動物であるからという理由のみでその生命を尊重しなければならないとはいえないし，人間がそれによって生存をおびやかされるおそれがあるときはこれらの高等動物もまた犠牲になることはやむを得ないものとするのである」。さらに，「被告人の意図した目的実現のためには他にとり得る方法（例えば水産庁，静岡県水産課への陳情等）も十分考え得ることも併せ考慮すると，被告人の本件行為はとうてい社会的に相当な行為とはいえない」。

③ 「名古屋港水族館事件」（名古屋地裁判平成 15 年 3 月 7 日判タ 1147 号 195 頁）¹³⁹⁾

【事実概要】本件は，X（愛知県の住民）らが，Y（名古屋港管理組合＝特別地方公共団体）が名古屋港水族館の管理について委託を受けた財団法人名古屋港水族館（本件財団）との間で締結した協定に基づき，本件財団が入手を予定してい

るシャチの購入費用等を本件財団に対して3億5千万円支出するのは違法であると主張して、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、その差止めを求めた住民訴訟である。

【判決】請求棄却・控訴（後控訴取り下げ）

【判決要旨】原告らは、本件財団がロシアの業者との間で締結した基本協約ないしこれに基づくシャチの購入契約は、公序良俗に反して無効であり、本件協定の対象となるべき本件財団の負担する債務は存在しないから、被告が本件協定に基づいて支出をすることは違法であるとして、上記公序良俗違反を基礎づける事由として、動物愛護法その他の法令、条約違反等を主張する。

しかしながら、「水族館は、ここを訪れる者が自然界に存在する野生動物をじかに見聞し、あるいはこれに身近に触れることにより、それら動物に対する知識・理解を深めるとともに、生命の尊さやそれらの生命を育んだ自然環境に対する意識を高揚させるという重要な役割を果たしており、人類と動物との共生を考える上でその社会的意義は大きいと考えられる。また、自然界には、現在又は近い将来絶滅のおそれのある野生動物が多く存在することは事実であり、このような野生動物については積極的にその保護・保存を図っていく必要性が高く、自然的・環境的条件によっては、緊急避難的に飼育環境下に当該野生動物を移す場合が適切と考えられる場合もあり得るところ、…水族館が上記のような野生動物の保護・保存のための施設として活用されることも人類と動物の共生のあり方の一つとして是認されて然るべきである。そうすると、…野生動物を自然界から隔離し、人工的な環境に置くことについて上記正当な理由が存在すると解されるから、これをもって直ちに虐待に該当するとはいえない」。こうして、動物愛護法に反しないのはもちろん、生物多様性条約やワシントン条約それに種の保存法に反せず、本件財団がロシアの業者との間で締結した基本協約ないしこれに基づくシャチの購入契約は、公序良俗に違反しない。

- ④ 「京都水族館事件」（京都地裁判平成24年6月20日最高裁HP〔中間判決〕・（京都地裁判平成25年2月7日判例集未搭載）¹⁴⁰⁾

* この事件では、二つの訴訟が提起されており、また、①事案については、中間判決が出された。

【事実概要】①事案は、京都市下京区の梅小路公園（以下、本件公園）にオリックス不動産（東京都）がオープンを予定していた京都水族館をめぐり、近隣住民

や公園利用者であるXらが、京都市長に対し、都市公園法5条2項に基づいて水族館の設置許可をしたのは、公園の防災機能の低下、イルカショーの騒音被害など周辺環境に悪影響を及ぼし違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。この裁判では、まず、住民71人の原告適格があるかどうかが争われ、中間判決が出された。

【中間判決】67人について、原告適格を欠く者による訴えとして不適法である旨の被告Y（京都市）の本案前の主張は、理由がない（原告適格を肯定）。

【判決要旨】67人の原告らは、「住所が本件公園に近接した地区にあるか、最寄りの広域避難場所…が本件公園である…者であることが認められ、同原告らは、本件公園を避難場所として利用する蓋然性が客観的に高いと認められるから、…自己の法律上の利益として、本件処分取消しを求める原告適格を有するというべきである」。

なお、4人については、遠方に居住しており本件公園を広域避難場所としていない者として訴えを却下した。判決後、本案審理に入り、次の結論に至った。

【判決】請求棄却・確定

【判決要旨】「水族館来場者の影響で公園の広域避難場所としての機能は後退する」が、「避難場所としての適性に疑義が生じるとまではいえない」。しかも、公園施設の充実という機能が增大していることを考慮すると水族館の設置許可という本件処分は違法とまではいえない。

【事実概要】②事案は、京都市（Y）がオリックス不動産に対して賦課した公園使用料の割引は違法であると主張して、X（住民）らが同社に返還請求をするように求めた住民訴訟である。京都市の基準では、本来1m²当たり378円として計算すべきところ、水族館が「教養施設」に該当するとして1m²当たり214円として計算し、月額約135万円、年間約1,620万円も減額しているが、水族館は営利目的の商業施設で、都市公園法2条2項6号、都市公園法施行令5条5項1号が定める「教養施設」としての水族館には当たらないとした。住民らは、京都水族館で行われているイルカショーは娯楽のための興行で、野生生物のイルカを人工海水で飼育することは、教育に悪影響を及ぼしかねないと指摘し、都市公園内に設置が認められる「教養施設」とは言えないと主張した。

【判決】請求棄却・控訴

【判決要旨】水族館について、「イルカショーを娯楽とし、水槽に閉じ込められていると見れば学習施設とは見だしにくいかもしれない」が、「イルカ的能力

の展示方法と見る立場もある。教養施設としての機能は否定できない」と判示した。したがって、水族館は、「価値観で評価は分かれるが、教養施設としての機能はある」とし、都市公園法が定める「教養施設」に該当するとした。その上で、他の水族館と比較して使用料が低額過ぎるとまではいえないとした。

⑤ 「くじらの博物館入館拒否事件」(和歌山地裁判平成28・3・25判時2322号95頁)

【事実概要】反捕鯨団体を設立し活動しているX（オーストラリア在住のジャーナリスト）は、平成26年2月5日、Y（太地町）が設置・管理する「町立くじらの博物館」において、ドキュメンタリー番組の撮影等を目的として、5名とともに入館し、職員らへ事前申告することなくアルビノイルカ等の撮影を行ったが、館長に責任者を尋ねられると退館した。9日、再び博物館に入館しようとしたが、館長は窓口職員に「捕鯨反対の方は博物館に入館できませんのでご注意ください」というプラカードを呈示させて、条例の規定（管理上支障があるとき入館を拒否できるという定め）に基づき、Xの入館を拒否した。Xは、本件入館拒否が、思想良心に基づく不利益処遇及び外国人差別に該当するから、憲法14条、19条、21条等に反するなど主張して、Yに慰謝料300万円等の国家賠償請求を求めた事案である。

【判決】請求一部認容（被告は、原告に対し、11万円を支払え）・確定

【判決要旨】本判決は、本件入館拒否が、憲法19条及び21条から導かれる情報摂取行為に対する制約の側面があることを認め、条例上入館を拒否できるのは、「単に管理の支障が生じる一般的・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、具体的事情の下において、管理の支障が生じる相当の蓋然性がある場合に限ると解するのが相当」とした。その上で、Xがテレビ職員を伴ったり大型機材を所持したりしておらず、窓口職員が何らの質問等をすることなく即座にプラカードを呈示して入館を拒否しているなどの具体的事情に照らすと管理の支障を生じる相当の蓋然性までは認められないとした。とはいえ、本件入館拒否は、管理の支障を考慮したもので、思想や国籍等に基づくものではないとした。最後に、Xの情報摂取の目的が希薄であったこと、反捕鯨の考えの表明という主たる目的が達成されていることなどから、慰謝料を10万円とし、弁護士費用と合わせて11万円の支払を命じた。

⑥ 2019年に入り、環境保護団体（Life Investigation Agency）の代表と太地町の

住民2人は、和歌山県太地町のイルカ追い込み漁におけるイルカに苦痛を与える残酷な手法での漁が「動物愛護管理法」に違反するなどとして、和歌山県を相手取り、地元漁業組合の漁業許可の取り消しを求める訴訟を和歌山地裁に提起している（2019年2月8日付）¹⁴¹⁾。

第1回口頭弁論（5月18日）において、原告側は、追い込み漁で、イルカをナイフで刺した後も金属の棒を何度も体に差し込む残酷な方法は「動物愛護管理法に反する」と主張し、本来は13人しか許可を得ていないのに20人以上が漁をしており、無法状態になっているなどとして、「太地いさな組合」長ら13人の漁業許可処分を取り消すよう求めている¹⁴²⁾。7月10日に口頭弁論が終結し、10月11日に判決が言い渡される予定である¹⁴³⁾。

11. おわりに

太地町のイルカ追い込み漁を今後どのようにするべきかについては、イルカや漁業の専門家でもない私には明確な解答がない。ただ、さまざまな漁業による意図しない捕獲（混獲）によりイルカ漁とは比較にならない数のイルカが命を落としている事実はあまり知られていない。イルカにおける最大の脅威は不作為の捕獲や漁具への罹網（bycatch）なのである¹⁴⁴⁾。また、JAZA 加盟施設で飼育しているハンドウイルカは現在約200頭以上いるが、いつかは繁殖における血統更新のために野生からの生体入手が必要ともいわれている¹⁴⁵⁾。漁民の生活もかかっており、追い込み漁は漁民にとっては死活問題でもある。動物の福祉の観点から、さらなる改善が必要であろうが、既に追い込み漁法の改善もなされている。とすれば、当面の間、追い込み漁は存続も認められてよいのではなかろうか（もっとも、食用のためイルカの命を奪うのを見直す時が来ているのかもしれない）。

なお、2016年4月、熊野灘の捕鯨文化に関するストーリー『クジラとともに生きる』が日本遺産に認定された。太地町は、町全体を鯨のミュージアムにしようという改革を進めている。28万m²の森浦湾を網で仕切って鯨類展示を行う「鯨の海」構想がそれである¹⁴⁶⁾。

イルカが「野生であれば、常に天敵から逃げ回り、空腹を抱え、餌を探す必要があることを考えると、安全な環境で定期的に餌を貰え、うまくゆけば繁殖相手も世話してもらえ環境というのは悪くもないのではないかと思う時もある。飼育される個体が幸せか不幸かという問いに対してはなかなか答えがでないものの、やはり野生のものは野生で生涯を終えるのが本来の姿ではあろう」¹⁴⁷⁾。中村

助教のこの指摘に私も同意する。とはいえ、トレーナーや獣医師などのヒトとイルカを含めた動物との強い関係は、動物たちの生活をより良いものに行っていることが、最近の研究により科学的に証明されている¹⁴⁸⁾。また、判例では、水族館が「動物に対する知識・理解を深めるとともに、生命の尊さやそれらの生命を育んだ自然環境に対する意識を高揚させる」という重要な役割を果たしており、人類と動物との共生を考える上でその社会的意義は大きいと考えられる」といい、「野生動物の保護・保存のための施設として活用されることも人類と動物の共生のあり方の一つとして是認されて然るべきである」ともいっている¹⁴⁹⁾。とすれば、水族館でイルカを飼育し、繁殖し、イルカショーを行うことも当面の間は許されるのではないだろうか。

ただ一つ気がかりなのは、日本政府が商業捕鯨を2019年7月1日より再開し、これと歩調を合わせるように、2017年から新たにカズハゴンドウとシワハイルカを捕獲の対象に加え、「いとう漁協」（伊東市）が15年ぶりとなるイルカ追い込み漁を2019年10月から再開するということである。東京オリンピックを前に、国際的な非難が一層高まる恐れがあるが、政府はこれに十分に対応できるのであろうか。

田辺元教授は、「ヒトに謙虚に生きるべきことを教えてくれているのが、ヒト以外のあらゆる動物を代表してのイルカであり、イルカは代弁者（スポークスマン）的存在であることを、再認識するべきなのだと思う」¹⁵⁰⁾といわれるが、確かにその通りである。動物に対して、法的に「人間中心主義（anthropocentrism）」を全く疑うことなく突き進んできた我々人類は、イルカを知ることを通して、それへの反省が求められているといえよう。また、「イルカはヒト（人間）にとって、かけがえのない有用な動物として恩恵を与えてきたが、逆にヒト（人間）はイルカに対して有害な動物でしかあり得なかった。今後は、…イルカにとって有益なことを考え、実行し、恩返しをしなければなるまい」¹⁵¹⁾ともいわれるが、本稿がその一助になることができることを願う。

なお、本稿においては、動物の一つであるイルカ（野生イルカと飼育イルカ及び展示イルカ）の法的地位と権利を見るだけにとどまったため、動物一般（野生動物、飼育動物、実験動物、ペット動物など）を法的にいかなる存在として見るか、いかにして人間と一般の動物の共生を実現していくかについては言及することができなかった。今後の研究課題として、別稿で取り上げたい。

- 1) <https://www.afpbb.com/articles/-/3189289> 『朝日新聞』2018年9月12日朝刊・3社会面, 33頁。『毎日新聞』2018年9月12日東京朝刊・社会面, 29頁。
- 2) <https://www.bbc.com/news/uk-england-35832175>
- 3) <https://teara.govt.nz/en/photograph/4688/dolphin-at-marineland>
- 4) 『朝日新聞』2012年3月19日夕刊・2総合面, 2頁。
- 5) インド政府の決定の原文は、次のものを閲覧した。<http://envfor.nic.in/content/policy-establishment-dolphinarium-updated-may-17-2013/>
- 6) Thomas I. White, In Defense of Dolphins. The New Moral Frontier, Blackwell Publishing, 2007, p.9, p.11.
- 7) 中村羊一郎『イルカと日本人―追い込み漁の歴史と民族―』吉川弘文館, 2017年, 2頁。
- 8) 田辺悟『イルカ（海豚）』法政大学出版局, 2011年, 20～22頁。
- 9) 田辺『前掲註8』31～32頁。
- 10) 大隅清治監修・笠松不二男・宮下富夫・吉岡基著『鯨とイルカのフィールドガイド』東京大学出版会, 2009年, viii～ix頁。
- 11) 小型鯨類は、国際捕鯨委員会（IWC）の管轄権が及ばないと日本が主張してきたクジラ・イルカであり、本稿が対象とするイルカは、これとほとんど同じであるが、体長12メートルに達するツチクジラを含めるところが本稿とは異なる。
- 12) アリストテレス著・島崎三郎訳『アリストテレス全集8 動物誌 下』岩波書店, 1969年, 113頁。
- 13) ジャスティン・グレッグ著・芦屋雄高訳『「イルカは特別な動物である」はどこまで本当か』九夏社, 2018年, 15頁。
- 14) 村山司『イルカの認知科学―異種間コミュニケーションへの挑戦―』東京大学出版会, 2012年, 4頁。
- 15) リー博士の著書の翻訳としては、次の二つがある。①ジョン・C・リー著・川口正吉訳『人間とイルカ―異種間コミュニケーションのとびらをひらく―』学習研究社, 1965年。②ジョン・C・リー著・神谷敏郎・尾澤和幸訳『イルカと話す日』NTT出版, 1994年。なお、リー博士の妻（アントニエッタ・L・リー）は、夫のことを、「イルカには人間並みの知能があるが、その知能は海生動物ならではの独特な形をとっていると最初に主張した人物」と評している。6頁。
- 16) 村山『前掲註14』5頁。なお、クリックスとホイッスルの他に、喧嘩や威嚇をするときなど社会的な文脈で用いる音であるバーストパルスもある。森阪匡通『イルカの鳴音とコミュニケーション』電子書籍, 2010年。
- 17) 村山『前掲註14』5頁。
- 18) J. Viegas (January 22, 2010). Dolphin: Second-smartest Animal? Discovery News. http://www.nbcnews.com/id/35013555/ns/technology_and_science-science/t/dolphins-second-smartest-animals/

- 19) L. Dye (February 24, 2010). Are dolphins also persons? ABC news. <http://abcnews.go.com/Technology/AmazingAnimals/dolphins-animal-closest-intelligence-humans/story?id=9921886>.
- 20) アナリサ・ベルタ編・山田格監訳・黒輪篤嗣訳『世界のクジラ・イルカ百科図鑑』河出書房新社, 2016 年, 帯。
- 21) ローリー・グルーエン著・川島基弘訳『動物倫理入門』大月書店, 2015 年, 6 頁。
- 22) 村山『前掲註 14)』124 頁。
- 23) 村山司『イルカ・クジラ』東海大学出版会, 2011 年, 85～86 頁。村山『前掲註 14)』111 頁。
- 24) グレック『前掲註 13)』51 頁。また, 「海洋生物学者のサム・リッジウェイによれば, バンドウイルカは大脳皮質の発達具合などの点で, チンパンジーやゴリラなどの類人猿と人間の間に位置する」。川島基弘『神聖なる海獣—なぜ鯨が西洋で特別扱いされるのか—』ナカニシ出版, 2011 年, 37 頁。
- 25) グレック『前掲註 13)』58 頁。
- 26) グレック『前掲註 13)』66～67 頁。
- 27) グレック『前掲註 13)』34 頁。
- 28) 人の基準でイルカの知的尺度のようなものを考えることがはたして妥当なのだろうかという疑問がある。村山司『イルカが知りたい—どう考えどう伝えているのか—』講談社 (電子書籍), 2015 年。
- 29) グレック『前掲註 13)』72, 74 頁。
- 30) グレック『前掲註 13)』73 頁。
- 31) グレック『前掲註 13)』80 頁。
- 32) グレック『前掲註 13)』121 頁。
- 33) 村山『前掲註 14)』76～77 頁。
- 34) 村山『前掲註 14)』83, 87 頁。また, 村山『前掲註 23)』82 頁。
- 35) ジョシュア・フォア文・菱沼裕子訳『イルカと話せる日—その脳と知性—』電子書籍, 2017 年, 9 頁。
- 36) 森阪『前掲註 16)』(電子書籍)。
- 37) 粕谷俊雄『イルカ概論—日本近海産小型鯨類の生態と保全—』東京大学出版会, 2019 年, 178 頁。
- 38) グレック『前掲註 13)』123 頁。
- 39) アラスデア・マッキンタイア著・高島和哉訳『依存的な理性的動物—ヒトにはなぜ徳が必要か—』法政大学出版局, 2018 年, 25 頁。また, 「イルカが洗練されたコミュニケーション・システムをもっていることを疑う者はいない」といわれる。33 頁。
- 40) ジョシュア・フォア『前掲註 35)』8 頁。また, 村山『前掲註 23)』88～89 頁。
- 41) グレック『前掲註 13)』209 頁。

- 42) マッキンタイア『前掲註 39)』33 頁。
- 43) グレッグ『前掲註 13)』176 頁。
- 44) NHK 放送文化研究所世論調査部が 2007 年 3 月に実施した調査によると、「日本人の好きな動物（哺乳類）」の第 3 位がイルカで、第 13 位がクジラであった。なお、第 1 位はイヌ、第 2 位はネコであった。高槻成紀編著『動物のいのちを考える』朔北社、2015 年、159～160 頁。
- 45) グレッグ『前掲註 13)』254～255 頁。
- 46) 中村『前掲註 7)』1 頁。
- 47) 中村『前掲註 7)』24 頁。
- 48) 諸坂佐利「我が国の『水族館』を取り巻く法環境に関する法解釈学的及び法政策学的考察—いわゆる『いるか問題』にも触れながら—」:『博物館研究』53 巻 11 号、2018 年、21 頁。
- 49) ただし、イルカの捕獲枠は、法的な拘束力をもたない行政指導にすぎない。これに違反しても罰則はない。川端裕人『イルカと泳ぎ、イルカを食べる』筑摩書房、2010 年、258 頁。
- 50) https://www.huffingtonpost.jp/2014/01/19/dolphin-drive-fishing_n_4629053.html
- 51) この映画は、欧米など約 30 の映画祭にノミネートされ、23 の言語版が世界 189 か国に配信されているようである。『朝日新聞』2018 年 4 月 1 日朝刊・東京 4 域・1 地方版、21 頁。
- 52) これは、本としても出版されている。佐々木芽生『おくじらさま—ふたつの正義の物語—』集英社、2017 年。
- 53) 「自然資源の科学的な管理および利用に基づいて」というわりには、イルカの捕獲枠を導き出す基になったデータ（資源量推定値）が 1990 年代や 2007 年とかなり古いとの批判はあり得る。佐々木『前掲註 52)』239 頁を参照。なお、小型鯨類の資源量推定値については、次のホームページで見ることができる。http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_47.pdf
- 54) 「太地町でのイルカ漁業に対する和歌山県の公式見解」<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/iruka/>
- 55) 『毎日新聞』2015 年 9 月 9 日・東京朝刊・内政面・12 頁。佐渡友陽・樋口泰「水族館のイルカ入手問題において新聞が伝えたもの、伝えなかったもの」:『動物観研究』21 号、2015 年、15 頁。
- 56) 桐畑哲雄『「鯨の町太地」と水族館—その意義と変遷—」:『博物館研究』53 巻 11 号、2018 年、14 頁。粕谷俊雄『イルカ—小型鯨類の保全生物学—』東京大学出版会、2011 年、119～120 頁。伴野準一『イルカ漁は残酷か』平凡社、2015 年、52～53 頁、269 頁。
- 57) 佐渡友・樋口「前掲註 55)」12 頁。
- 58) 『朝日新聞』2015 年 5 月 13 日朝刊・3 社会面、33 頁。

- 59) フェロー諸島の追い込み漁におけるナイフによるイルカの屠殺方法については、次のものが詳しい。吉岡逸夫『白人はイルカを食べても OK で日本人は NG の本当の理由』講談社, 2011 年, 208, 227～228 頁。
- 60) 粕谷『前掲註 56)』23 頁。
- 61) 『朝日新聞』2015 年 9 月 1 日朝刊・1 社会面, 35 頁。『読売新聞』2016 年 5 月 23 日大阪夕刊・タ社会面・13 頁。『朝日新聞』2016 年 7 月 13 日朝刊・和歌山全県・1 地方版, 30 頁。『読売新聞』2016 年 7 月 13 日大阪朝刊・セ和歌・33 頁。『朝日新聞』2017 年 7 月 1 日朝刊・和歌山全県・1 地方版, 23 頁。『朝日新聞』2018 年 7 月 6 日朝刊・和歌山全県・1 地方版, 23 頁。『朝日新聞』2019 年 6 月 26 日朝刊・和歌山全県・1 地方版, 26 頁。なお, 太地漁協は, 生体販売の価格をイルカ種, 性別, 体長ごとに定めている。イルカ種ごとの最高価格を 2017 年について見ると, オキゴンドウ 220 万円, ハンドウイルカ 110 万円, カマイルカ 100 万円, ハナゴンドウ 70 万円, シワハイルカとカズハゴンドウは 30 万円, マダライルカ 15 万円である。粕谷俊雄『前掲註 37)』231 頁。
- 62) 『毎日新聞』2019 年 6 月 23 日・静岡地方版・23 頁。
- 63) 神山智美『自然環境法を学ぶ』文眞堂, 2018 年, 338 頁。
- 64) 諸坂「前掲註 48)」18 頁。
- 65) なお, 博物館の所轄官庁は, 2018 年 10 月より文部科学省から文化庁に移管された。
- 66) 諸坂「前掲註 48)」18 頁。
- 67) 佐渡友陽「心の痛みから考える動物園水族館とイルカ入手問題」:『三田評論』1212 号, 2017 年, 35 頁。なお, 会員でなくなると, WAZA のネットワークを通じて海外の施設と希少種をやり取りすることなどが困難になる。
- 68) ホラス・ドブズ著・藤原英司・辺見栄訳『イルカを追って—野生イルカとの交流記—』六興出版, 1992 年, 139 頁。また, 「現在の水族館がイルカの『監獄』である」ともいわれている。リリー『前掲註 15) ②』51 頁。
- 69) ジム・ノルマン著・吉村則子・西田美緒子訳『イルカの夢時間—異種間コミュニケーションへの招待—』工作舎, 1991 年, 154 頁。
- 70) ドブズ『前掲註 68)』207 頁。
- 71) 勝俣浩「水族館はイルカにとってどうあるべきか」:『博物館研究』53 巻 11 号, 2018 年, 12 頁。
- 72) 錦織一臣「なぜいまイルカと水族館を考えるのか」:『博物館研究』53 巻 11 号, 2018 年, 24 頁。
- 73) 勝俣「前掲註 71)」10 頁。
- 74) 勝俣「前掲註 71)」11 頁。
- 75) 『朝日新聞』2016 年 3 月 16 日朝刊・2 社会面, 30 頁を参照。
- 76) 錦織「前掲註 72)」26 頁。
- 77) 桐谷哲雄「追込み漁イルカの水族館導入問題について」:『日本水産学会誌』82

- 巻4号, 2016年, 649頁。また, 「カナダ・バンクーバー市の公園当局の理事7名が, 水族館による鯨類の輸入と飼育展示を禁じるよう細則を変更する動議を全員一致で支持した」。本田公夫「似て非なる日本と欧米の動物園—野生生物保全と動物福祉の視点から—」: 『三田評論』1212号, 2017年, 29頁。
- 78) 中村玄「シャチのショーを見ながら考える」: 『博物館研究』53巻11号, 2018年, 5頁。
- 79) 村山『前掲註14)』30, 181頁。
- 80) 山本知里「野生下および飼育下におけるハンドウイルカ類の社会的知性に関する研究」: 『動物心理学研究』2019年, 69巻1号, 7頁(早期公開)。
- 81) 『朝日新聞』2017年1月25日朝刊・大分全県・1地方版, 29頁。
- 82) 伊勢伸哉「イルカのいる水族館が直面する問題」: 『博物館研究』53巻11号, 2018年, 7頁。
- 83) 村山『前掲註14)』59頁。
- 84) 佐藤衆介『アニマルウェルフェア—動物の幸せについての科学と倫理—』東京大学出版会, 2005年, 98頁。
- 85) 村山『前掲註14)』60頁。また, イルカにショーのトレーニングをするときにも, エサだけでいうことを聞かせることはできないとの指摘もある。中村元『水族館の通になる一年間3千万人を魅了する楽園の謎—』祥伝社, 2005年, 139頁。
- 86) 井田良・佐藤拓磨『刑法各論〔第3版〕』弘文堂, 2017年, 9頁。
- 87) 「静岡地裁沼津支部判昭和56・3・12」では, 「いるか約150頭を港外に逸走させ」たことを傷害とし, 「いるかを傷害した点は, 刑法261条に」該当すると言っている(下線部筆者)。
- 88) 動物愛護管理法を特別刑法とするものとして次のものがある。安富潔『特別刑法入門2』慶応義塾大学出版会, 2019年, 187~191頁。
- 89) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門—人と動物の共生する社会の実現へ—』民事法研究会, 2016年, 11頁。
- 90) パオラ・カヴァリエリ, ピーター・シンガー編, 山内友三郎・西田利貞訳『大型類人猿の権利宣言』昭和堂, 2001年, viii~ix。
- 91) <http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0142/59.0/DLM51206.html> なお, 次のものも参照。Paul Waldau, *Animal Rights. What Everyone needs to Know*, Oxford University Press, 2011, 107. 松沢哲郎『チンパンジーの心』岩波書店, 2000年, 330頁。野家啓一編『ヒトと人のあいだ』岩波書店, 2007年, 17頁。
- 92) <https://www.animallaw.info/case/orangutana-sandra-s-habeas-corpus> ここでは, 人身保護令状の決定原文を閲覧することができる。なお次のものも参照。<https://www.washingtonpost.com/news/speaking-of-science/wp/2014/12/22/orangutan-granted-rights-of-personhood-in-argentina/>
- 93) http://www.mallorcaincognita.com/greatapes_english.html なお, 2008年にスペイ

- ン議会の環境委員会は、1993年に設立された、人間でない人類が生きる権利と自由を享受すべきであるという「大型類人猿プロジェクト」に従うよう国に求める決議を承認した。<https://www.theguardian.com/World/2008/jun/26/humanrights.animalwelfare>。また、次のものも参照。マーク・ホーソーン著・井上太一訳『ビーガンという生き方』緑風出版、2019年、23頁。
- 94) 『朝日新聞』2018年10月29日朝刊・扉合体系、31頁。なお、大型類人猿以外で権利が認められたものとして「川」もある。インドでは、ガンジスカワイルカも棲息する「ガンジス川」とその支流である「ヤムナ川」が、インドのウッタラカンド州裁判所の決定によって法的人格とそれに伴う諸権利を持つとされたことがある(2017年3月20日付)。https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM08H5I_Y7A500C1FF1000/。ただし、2017年7月7日、最高裁判所は、ガンジス川とヤムナ川に人間と同じ「生きた存在」としての法的地位を認めた州裁判所の決定を無効とした。<https://www.afpbb.com/articles/-/3135200>
- 95) René Demogue, *La Notion de Sujet de Droit. Caractère et Conséquences*, 1909, p.615. <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k9373462/f1.image> 竹村壮太郎「民法における動物と物概念に関する予備的考察—近時のフランス法の動向と日本法の課題 (1)」:『商学討究』69巻1号、2018年、161頁。
- 96) Jean-Pierre Marguénaud, *L'animal en Droit Privé*. Presses Universitaires de France, 1992, p.410.
- 97) Steven M. Wise, *Rattling the Cage: Toward Legal Rights for Animals*, A Merloyd Lawrence Book, 2001, pp.267～270.
- 98) ゲアリー・フランシオン「人格、所有物、法的能力」:カヴァリエリ、シンガー編『前掲註90)』228～229頁。
- 99) ゲイリー・フランシオン著・井上太一訳『動物の権利入門』緑風出版、2018年、177～179頁。Gary L. Francione, *Animals as Persons. Essays on the Abolition of Animal Exploitation*. Columbia University Press, 2008.
- 100) David S. Favre, *Respecting Animals*. Prometheus Books, 2018, p.238.
- 101) Carolin Raspé, *Die tierliche Person*. Duncker & Humblot, 2013, S.308ff.
- 102) デヴィッド・ドゥグラツィア著・戸田清訳『動物の権利』岩波書店、2003年、51頁。伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版局、2008年、73頁。
- 103) リリー『前掲註15) ②』187頁。
- 104) <https://www.cetaceanrights.org/>
- 105) グレック『前掲註13)』24頁。また、クジラに権利(生存権)を認めるのは、「おそらく最も賢い人間よりも知性がある」からであると言われたことがある。Anthony D'Amato and Sudhir K. Chopra, *Whales: Their Emerging Right to Life*; *American Journal of International Law*, 1991, p.51.
- 106) グレック『前掲註13)』72頁。

- 107) グレック『前掲註 13)』248～249 頁。
- 108) 金沢文雄『いのちの輝き—法と道徳—』考古堂書店, 2011 年, 14～15 頁。
- 109) ピーター・シンガー著・山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理〔新版〕』昭和堂, 143 頁。
- 110) シンガー『前掲註 109)』143 頁。大型類人猿, クジラ, イルカといった高等な哺乳類も人格をもつことについては, 次のものも参照。デイヴ・ロビンソン『ビギナズ 倫理学』筑摩書房, 2014 年, 161 頁。
- 111) ピーター・シンガー著・戸田清訳『動物の解放〔改訂版〕』人文書院, 2011 年, 42 頁。
- 112) 山崎将文「動物の権利と人間の人権」:『法政論叢』54 巻 2 号, 2018 年, 25 頁。
- 113) 伊勢田哲司・なつたか『マンガで学ぶ動物倫理』化学同人, 2015 年, 88 頁。
- 114) 藤井康博「動物保護のドイツ憲法改正(基本法 20a 条)前後の裁判例—『個人』『人間』『ヒト』の尊厳への問題提起 2」:『早稲田法学会誌』60 巻 1 号, 2009 年, 474 頁。
- 115) 人権の本質をむしろ国家による保護義務に求めることについては, 次の論文もある。大屋雄裕「権利と人権のあいだ—人権の基礎—」:『法学教室』415 号, 2015 年, 52 頁。
- 116) 浅川千尋「動物の権利論の覚書」:『天理大学人権問題研究室紀要』20 号, 2017 年, 38 頁。
- 117) ジョエル・ファインバーク『倫理学と法学の架橋—ファインバーク論文選』東信堂, 2018 年, 329 頁。
- 118) キャス・R・サスティン, マーサ・C・ヌスパウム編・安部啓介・山本龍彦・大林啓吾監訳『動物の権利』尚学社, 2013 年, 148 頁 [土屋裕子執筆]。
- 119) 林太郎「被災動物の保護に憲法上の位置づけを」:『消費者法ニュース』102 号, 2015 年, 217 頁。
- 120) インド憲法の条文(テキスト)は, 次の英文を利用した。https://www.india.gov.in/sites/upload_files/npi/files/coi_part_full.pdf
- 121) ブラジル憲法の条文(テキスト)は, 次の英文を利用した。https://www2.senado.leg.br/bdsf/bitstream/handle/id/243334/Constitution_2013.pdf?sequence=11
- 122) 粕谷『前掲註 56)』まえがき。
- 123) 岸上伸啓「先住民生存捕鯨と動物福祉の問題」:『日本文化人類学会研究大会発表要旨集』2017 年。
- 124) 打越綾子編『人と動物の関係を考える—仕切られた動物観を超えて—』ナカニシヤ出版, 2018 年, 9 頁。
- 125) トム・リーガンは, 動物の権利論の究極の目的が「動物産業のすべての解体」であると言っている。Tom Regan, *The Case for Animal Rights*. University of California Press, 2004, p.395. また, 次のものも参照。ローレンス・プリングル『動物に権利はあるか』日本放送出版協会, 1995 年, 50 頁。
- 126) 障害児に対してイルカセラピーが絶大な効果があることについては, 次のもの

- が詳しい。カタリーナ・ツィンマー著・今泉みね子訳『イルカがくれた奇跡』白水社, 2006 年。
- 127) 岸上「前掲註 123)」。
- 128) 青木人志『「権利主体性」概念を考える—AI が権利をもつ日はくるのか—:『法学教室』443 号, 2017 年, 59 頁。
- 129) Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare. 2 edition Volume I, edited by Marc Bekoff, Greenwood Press, 2010, p.36.
- 130) 諸坂「前掲註 48)」22 頁。
- 131) 諸坂「前掲註 48)」22 頁。
- 132) 諸坂「前掲註 48)」23 頁。
- 133) 畠山武道『アメリカの環境訴訟』北海道大学出版会, 2008 年, 318, 329, 339 頁。
- 134) 畠山『前掲註 133)』343 頁。また, 次のものも参照した。古澤美映『実験動物に関する法と倫理—動物の権利論を超えて—』(千葉大学審査学位論文), 2015 年, 129 頁。
- 135) 畠山『前掲註 133)』350～352 頁。
- 136) 大江一平・大林啓吾『時事法学—法からみる社会問題 (新版)』北樹出版, 2011 年, 71 頁。
- 137) <https://www.peta.org/blog/peta-sues-seaworld-violating-orcas-constitutional-rights/> なお, グレッグ『前掲註 13)』25 頁。
- 138) この事件については, 刑事被告人となり, 有罪となった本人による論述がある。デクスター・L・ケイト「壱岐のイルカ騒動」: ピーター・シンガー編・戸田清訳『動物の権利』技術と人間, 1986 年, 248～261 頁。なお, この裁判ではピーター・シンガー教授が証人として証言している。証言の一部については, 次のものを参照。伴野『前掲註 56)』124～127 頁。
- 139) 「名古屋港水族館事件」を検討した論文として次のものがある。神山智美「動物の権利と水族館の役割に関する一考察」:『九州国際大学法学論集』19 巻 3 号, 2013 年, 120～128 頁。なお, これによれば, シャチは, ロシアでの採捕ではなく, 太地町立くじらの博物館から借りるという形で, 2003 年に名古屋港水族館にやってきた。
- 140) この裁判について, 中間判決は最高裁判所のホームページから入手できたが, 京都地方裁判所平成 25 年 2 月 7 日の判決文が入手できていない。そのため, 次の新聞記事と弁護人の事件報告をもとに記述したため, 不正確で不十分であることをお断りする。『毎日新聞』2013 年 2 月 8 日京都・地方版・27 頁。<https://www.sankei.com/west/news/130207/wst1302070001-nl.html> <https://www.daiichi.gr.jp/publication/makieya/p-2013s/p-08/>
- 141) 『毎日新聞』2019 年 2 月 15 日大阪朝刊・社会面・27 頁。
- 142) 『毎日新聞』2019 年 5 月 18 日和歌山地方版・20 頁。

- 143) 『朝日新聞』2019年7月11日朝刊・和歌山全県・1地方版, 27頁。
- 144) 勝俣「前掲註71)」12頁。たとえば, 「韓国の科学者は200頭を超えるスナメリが韓国沿岸の刺し網で混獲されていることを2009年のIWC科学委員会に報告して, 出席者を驚かせた」。粕谷俊雄『註56)』11頁。
- 145) 伊勢「前掲註82)」6頁。
- 146) 桐畑「前掲註56)」16～17頁。
- 147) 中村「前掲註78)」4頁。
- 148) 勝俣「前掲註71)」13頁。イルカを「飼育するにあたって訓練やショーは, 健康を管理し, 一定の刺激を与えるという意味で有効なものと思える」との指摘もある。桐畑「前掲註56)」16頁。
- 149) 名古屋地方裁判所平成15年3月7日判決:『判例タイムズ』1147号, 2004年, 200頁。
- 150) 田辺『前掲註8)』308頁。
- 151) 田辺『前掲註8)』118頁。

Do You Think Dolphins Have Rights?

Masafumi YAMASAKI

Summary

1. Introduction
2. What is a dolphin?
3. Dolphin capabilities and characteristics
4. Dolphin drive hunts
5. Dolphin and aquarium
6. Dolphin legal status
7. Dolphin rights
8. Obligation to protect dolphins
9. Dolphin welfare
10. Dolphin trial
11. Conclusion